2　修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項又は第三十五条の十第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3　［略］

4　前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第四十九条　第二十七条から第三十条まで並びに第三十二条、第三十三条及び第三十五条の十二の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2　［略］

第十三章　雑則

別表第一（第二十二条関係）

イ　学科の種類及び規模に応じて定める専任教員数

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数
［略］										

備考

一～三　［略］

四　入学定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（ロの表において同じ。）。

五～十　［略］

2　修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3　［略］

4　前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第四十九条　第二十七条から第三十条まで並びに第三十二条及び第三十三条の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2　［略］

第十二章　雑則

別表第一（第二十二条関係）

イ　学科の種類及び規模に応じて定める専任教員数

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数
［略］										

備考

一～三　［略］

［号を加える。］

四～九　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。